

医師各位

三次市子育て支援部長

病児・病後児保育にかかる診療情報提供書の発行について（お願い）

三次市では保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、病児・病後児保育室を実施しています。

つきましては、病児・病後児保育室を利用する際に必要となりますので、病状的に当該児童が本事業利用可能であると認められる場合に限って、診療情報提供書を発行していただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、文書料につきましては、診療情報提供料(Ⅰ) 250点適用により診療報酬請求していただくとともに、利用者の方より自己負担分の支払いを受けていただくようお願い申し上げます。

※三次市における病児保育と病後児保育について

「病児保育」・「病後児保育」の違いについて三次市では次のように考えています。病児・病後児保育室の選択の時に参考にしてください。

	病後児保育	病児保育
扱う病気の内容	<p>1.日常的にかかる疾患 　鼻水、咳の症状が続き機嫌が悪い、口内炎や喉の痛みがあり食事が取りづらい等の症状があるが、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態</p> <p>2.消化不良症等の下痢及び嘔吐症状の疾患 　感染力がなくなり症状が安定した状態</p> <p>3.気管支炎及び喘息等の呼吸器系疾患 　定期的な吸入、与薬し安静にすることで回復が見込まれそうな状態</p> <p>4.風しん・水痘等の感染性疾患 　感染力がなくなり症状が安定した状態</p> <p>5.骨折等の外傷性疾患 　ギプス固定などにより運動制限がある状態</p>	<p>左欄の1から4までの症状には達していないが、入院、呼吸困難時の吸入、点滴等の医療行為の必要はなく、当面症状の急変もない状態</p> <p>ただし、左欄5の外傷性疾患及び4の感染性疾患のうち麻疹は対象としません。</p> <p>【利用できない場合】</p> <p>①38.5℃以上の発熱が続いている ②下痢、嘔吐がひどい ③脱水症状がある ④咳がひどく呼吸困難がある ⑤食欲がなく、ほとんど食べたり飲んだりできない ⑥その他、医師の判断により利用できないと判断された場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※病児保育の医師連絡票については、市立三次中央病院の小児科医師、市内小児科医院の医師、作木診療所及び甲奴診療所医師が記入したものに限りりますので、ご注意ください。</p></div>

実施施設（予約申込・利用に関する問い合わせ先）

・病児・病後児保育室 すくすく（三次市東酒屋町10531 市立三次中央病院内） Tel0824-63-2181

問い合わせ先

・三次市子育て支援部 子育て支援課（三次市十日市中2-8-1） Tel0824-62-6148